

【総則】

第1条 目的

➢ 2050年までの脱炭素社会の実現の重要性が増大している一方、地域の自然環境、歴史・文化的環境等へ配慮すべきことについて県民等の要請にこたえることが緊要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー発電事業を行う者と県民等との間で合意形成を図るための手続を定めること等により、再生可能エネルギー発電事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保し、もって再生可能エネルギー発電事業の導入に寄与することを目的とする。

第2条 定義（対象発電施設等）

➢ 発電種別及び規模
太陽光：500kW以上（建造物の屋上等に設置されるものを除く）
風力：500kW以上 水力：200kW以上 バイオマス：300kW以上 地熱：300kW以上
※ 種別については、再エネ特措法（FIT法）上の再エネ電気を対象
※ 規模については、電気事業法上の工事計画の事前届出の範囲を踏まえ規則で規定
※ 再エネ海域利用法に基づく洋上風力については、国が促進区域の指定や海域の占用許可等を行うため対象外

【知事認定までの手続き等】

第3条 発電事業計画の作成及び認定等

➢ 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再エネ発電事業計画を作成し、知事の認定を受けなければならない。
➢ ただし、当該再エネ発電事業計画が、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で行われる市町村が認定する再エネ発電事業の場合は、知事に対して市町村から認定を受けた旨を届け出なければならない。

第7条 意見の提出

➢ 当該発電事業計画に関し利害関係を有する者は、事業計画案公表の日から30日以内に、知事に対し、自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見書を提出することができる。
➢ 知事は、意見書が提出された場合、当該意見書の概要を再エネ発電事業実施予定者に通知し、当該概要に対する見解を求めなければならない。
➢ 再エネ発電事業実施予定者は、意見書の提出があったときは、その意見を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

第4条 再エネ発電事業計画の案の協議

➢ 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、知事と協議しなければならない。その後、関係市町村の長に協議を求めなければならない。

第8条 再エネ発電事業計画の認定の申請等

➢ 再エネ発電事業実施予定者は、認定を受けようとするときは、申請書を知事に提出しなければならない。
➢ 再エネ発電事業実施予定者は、届出を行おうとするときは、市町村の認定後、届出書及び市町村が認定した事業計画の写しを知事に提出しなければならない。

第5条 再エネ発電事業計画の案の説明

➢ 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成し、再エネ発電事業計画案について、地元住民に対する説明会を開催しなければならない。

第9条 関係市町村の長からの意見聴取

➢ 知事は、認定の申請書を受領したときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知し、当該発電事業計画に対する関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

第6条 再エネ発電事業計画の案の届出

➢ 再エネ発電事業実施予定者は、説明会を踏まえ、必要に応じて再エネ発電事業計画案を修正し、知事に届け出なければならない。
➢ 知事は、届出があったときは、当該事業計画案について公表しなければならない。

第10条 認定の基準

➢ 知事は、認定の申請があった場合において、意見書の内容、再エネ発電事業実施予定者の見解、認定申請書の内容及び市町村長の意見を踏まえ、当該再エネ発電事業の実施について本条例その他関係法令に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。

【設置工事の実施等】

第13条・14条 工事の実施、届出

➢ 認定を受けた再エネ発電事業実施予定者が行う再エネ発電事業に関する工事は、当該認定を受けた再エネ発電事業計画に従って行わなければならない。
➢ 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電設備の設置に関する工事を行おうとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
➢ 認定再エネ発電事業実施者が自ら工事を中止する場合には、知事に届け出なければならない。

【維持管理・廃止等】

第16条・17条 維持管理・廃止

➢ 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電事業を実施する間、認定再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業及び事業区域内の土地等の維持管理をしなければならない。
➢ 認定再エネ発電事業実施者は、認定再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業を廃止しなければならない。

第15条 工事の停止命令等

➢ 知事は、再エネ発電事業に関する工事について、当該工事に係る再エネ発電事業計画と適合しないことが明らかであると認められる場合には、当該工事の停止又は中止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第18条 報告徴収及び立入検査

➢ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業者に対し、事業の状況等を報告させ、または職員に事業所等に立ち入り、検査させることができる。

【改善命令、認定の取消し等】

第19条 改善命令

➢ 知事は、認定再エネ発電事業実施者が再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業を実施していないと認められる場合等には、改善に必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第20条・21条 認定の取消し、勧告及び命令

➢ 知事は、認定再エネ発電事業実施者が不正な手段により認定を受けたときは認定を取り消し、また、本条例による命令に違反したとき等は、認定を取り消すことができる。
➢ 知事は、事業者が認定を受けずに再エネ発電事業を実施している場合には、期限を定めて、必要な手続きの実施その他の措置を講ずるよう勧告・命令することができる。
➢ 知事は、命令を受けた事業者が正当な理由がなく、当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名、違反の事実等を公表する。

【山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会】

第22条～第28条
山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会

➢ 認定に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
➢ 委員会は、委員10人以内で組織し、委員の任期は2年とする。
➢ 委員会に、専門事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

【認定申請等のフローイメージ】

